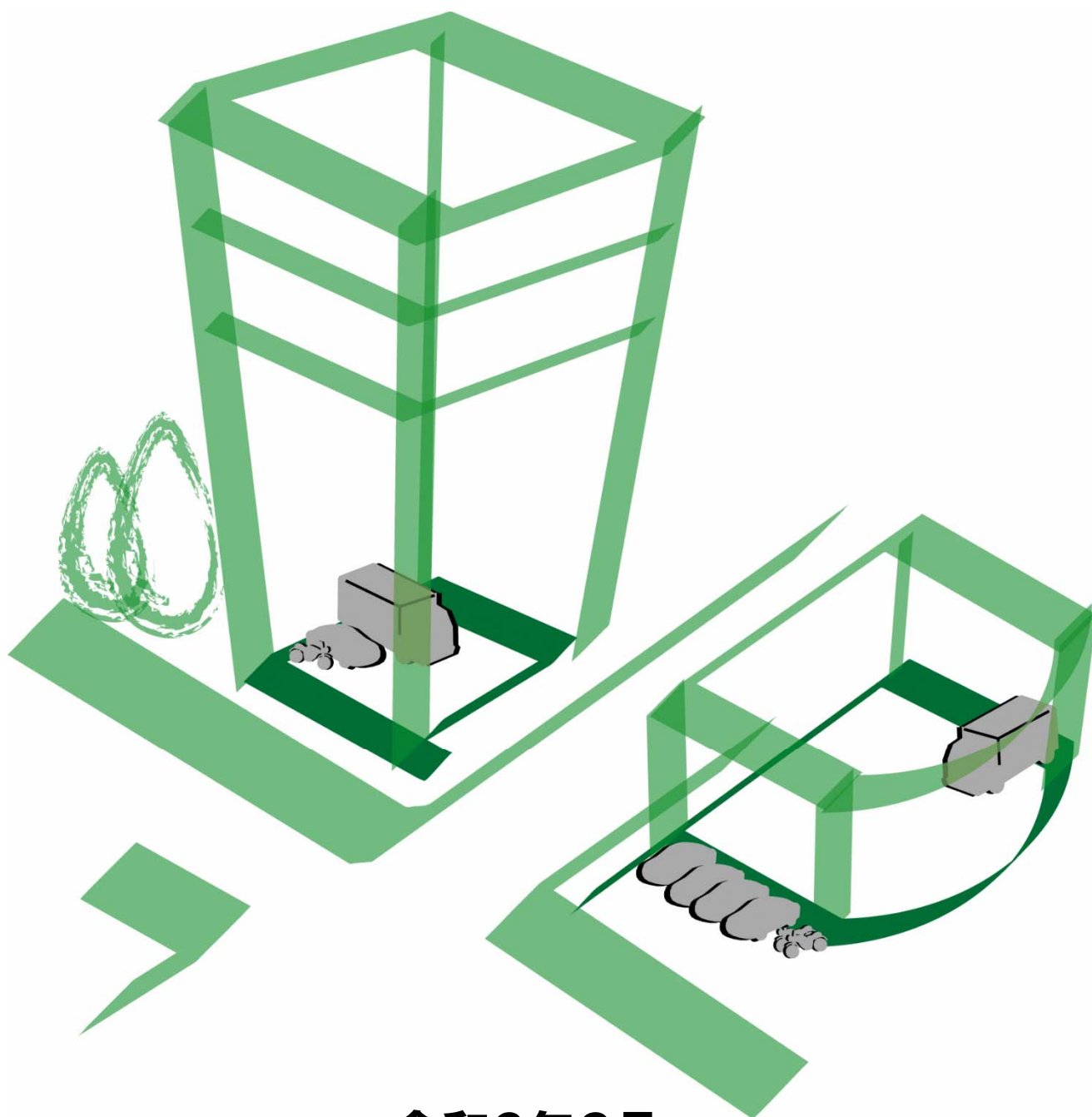


横浜市駐車場条例の概要について

横浜市駐車場条例とは、路上駐車の解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、駐車場（乗用車駐車場・荷さばき駐車場・自動二輪車駐車場）の附置を義務付けている制度です。



令和2年6月

横浜市

1 乗用車^{※1}駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。

また、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿については、横浜市建築基準条例により乗用車の駐車場設置を義務付けていますので、横浜市駐車場条例の対象外です（荷さばき駐車場、自動二輪車駐車場についても同様です）。

①	駐車場整備地区 ^{※2} 又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区 ^{※3} 市域の1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業、工専の各用途地域 (1低専、2低専と調整区域は含まれません。)
②	特定用途に供する部分の床面積 ^{※4} + (非特定用途 ^{※5} に供する部分の床面積)×0.5	特定用途に供する部分の床面積
③	1,000㎡	2,000㎡

- ※1乗用車……ここでいう乗用車とは、おおむね幅2.3m×奥行5mに収まる二輪車を除く自動車を指します。
 ※2駐車場整備……自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、都市計画決定している地区。現在、市内6箇所
 ※3周辺地区又は自動車ふくそう地区……自動車交通がふくそうする地区及びふくそうすることが予想される地区として、横浜市駐車場条例第3条第1項及び第2項に基づき、市内の第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている地域で、告示（平成14年4月5日第125号）により指定している地区
 ※4部分の床面積……駐車場・駐輪場の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の面積も含まれます。
 ※5非特定用途……特定用途以外の用途で、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿舎は除きます。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切上げ）。

また、延べ面積6,000平方メートル未満又は一部の用途で床面積10,000平方メートルを超える場合は、緩和や逡減の措置があります（荷さばき駐車場、自動二輪車駐車場についても同様です）。

乗用車駐車場の駐車ますの大きさについては、幅2.3メートル、奥行5メートル以上とします。

④		⑤	
		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
特定用途	百貨店その他の店舗	200㎡	200㎡
	事務所	250㎡	250㎡
	倉庫、工場	250㎡	300㎡
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボートリング場、体育館、病院、卸売市場	250㎡	250㎡
	非特定用途	550㎡	——

※「横浜駅周辺地区」及び「みなとみらい21地区」は、⑤に掲げる面積について別途定めており、対象の区域および基準については「横浜市駐車場条例取扱基準 別表」をご覧ください。

2 荷さばき駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。

ただし、敷地面積が1,000平方メートル未満の場合は、適用になりません。

①	駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は 周辺地区若しくは自動車ふくそう地区
②	特定用途に供する部分の床面積
③	3,000㎡

(2) 附置義務台数の算定方法

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切上げ）。

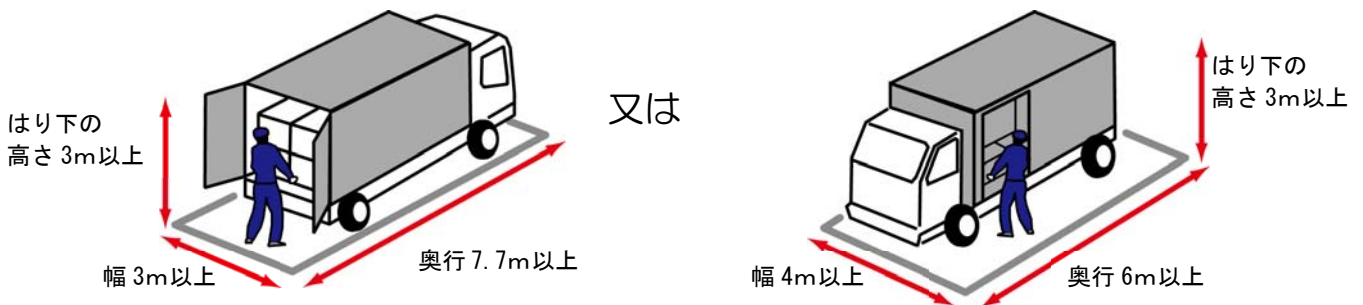
また、算定した荷さばき駐車場の台数は、乗用車駐車場の附置義務台数に含めることができ、10台を超える場合は10台を上限とします。

	④	⑤
特 定 用 途	百貨店その他の店舗	3,000㎡
	事務所	8,000㎡
	倉庫、工場	3,500㎡
	その他の特定用途	6,500㎡

荷さばき駐車場の駐車ますの大きさについては、次の①又は②のいずれかとなります。

①後部で荷さばき

②側面で荷さばき



3 自動二輪車駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。

①	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
②	特定用途に供する部分の床面積
③	1,000㎡

(2) 附置義務台数の算定方法

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切上げ）。

	④	⑤
特定用途	百貨店その他の店舗、事務所	3,000㎡
	その他の特定用途（例：倉庫、工場など）	10,000㎡

自動二輪車駐車場の駐車ますの大きさについては、幅1メートル、奥行2.3メートル以上とします。

4 敷地外駐車場の特例について

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合*、その他市長が特にやむを得ないと認められた場合には、特例として建築物の敷地からおおむね300メートル以内に駐車場を設置することができます。

平成19年12月以降、特例を受けた場合は、毎年度（工事完了時及び翌年度以降毎年1回）、適切に維持管理している状況について、報告しなければなりません。

* 詳しくは、横浜市駐車場条例取扱基準第3条(1)(2)をご参照ください。



※駐車場の入口で歩道が分断



※隔地駐車場により解消

5 届出・事前相談について

横浜市駐車場条例は、建築基準法関係規定の駐車場法第20条に基づくもので、建築確認申請の前までに届出を行い、副本の返却（受理印を押印）を受けた後に、副本の写しを確認申請書に添付してください。

【届出・事前相談窓口】

横浜市 建築局 建築指導部 市街地建築課
（横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階）
電話：045-671-4510

また、車路幅員、構造、接道の規定又は届出様式等については、ホームページで公表している冊子「横浜市駐車場条例の解説」をご参照ください。

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>

【発行】令和2年6月15日発行

横浜市 都市整備局 都市交通課

（〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階）

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415